

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4-投法人1-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2022年5月12日
【発行者名】 大和ハウスリート投資法人
【代表者の役職氏名】 執行役員 浅田 利春
【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目4番8号
ニッセイ永田町ビル7階
【事務連絡者氏名】 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社
大和ハウスリート本部ファンド企画部長 朝比奈 孝祐
【電話番号】 03-3595-1265
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る
投資法人の名称】 大和ハウスリート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形
態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
【今回の募集金額】 第18回無担保投資法人債（7年債） 40億円
【発行登録書の内容】
（1）【提出日】 2022年3月25日
（2）【効力発生日】 2022年4月4日
（3）【有効期限】 2024年4月3日
（4）【発行登録番号】 4-投法人1
（5）【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円
【これまでの募集実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

【残額】（発行予定額-実績合計額-減額総額） 100,000百万円
(100,000百万円)
（注）残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額） 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

(1)【銘柄】

大和ハウスリート投資法人第18回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）（以下「本投資法人債」といいます。）

(2)【投資法人債券の形態等】

① 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「振替法」といいます。）第115条で準用する第66条第2号の定めに従い振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、振替法第115条で準用する第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。

ただし、振替法第115条で準用する第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「本投資法人債権者」といいます。）は大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

② 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からAAの信用格付を2022年5月12日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものでありますが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下の通りです。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、本投資法人債に係る振替投資法人債の総額は金40億円です。

(4)【各投資法人債の金額】

金1億円

(5)【発行価額の総額】

金40億円

(6)【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7)【利率】

① 2022年5月25日の翌日から2023年5月25日までにおいては、年0.575%

② 2023年5月25日の翌日以降においては、判定基準日（以下に定義します。）における判定に基づき、各利率

改定日（以下に定義します。）に改定され、その翌日から開始される各改定後利率適用期間（以下に定義します。）について、以下のとおりとします。

「判定基準日」とは、2023年4月末日を初回とし、以降各年4月末日をいいます。ただし、当該日が銀行休業日にあたるときは、前銀行営業日をいいます。

「利率改定日」とは、2023年5月25日及びその後各年の応当日をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日又は本投資法人債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいいます。

- (i) 判定基準日において、前年のパフォーマンスをもって達成状況を判断し、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下に定義します。）を達成している場合においては、年0.550%
「サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット」とは、気候変動等環境分野に取り組む国際NGOであるCDPが行う企業の気候変動リスクに関する情報公開プログラムであるCDP気候変動プログラムにおいて、本投資法人が最高評価であるAリスト企業に認定されることをいいます。
- (ii) 判定基準日において、前年のパフォーマンスをもって達成状況を判断し、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットが未達の場合においては、CDP気候変動プログラムにおける本投資法人の評価に応じて以下イ又はロとします。
 - (イ)本投資法人の評価がA-の場合においては、年0.585%
 - (ロ)本投資法人の評価がB、B-、C、C-、D、D-又はFの場合においては、年0.600%
- (iii)判定基準日において、評価機関の都合により評価が実施されない等の事由によりCDP気候変動プログラムの評価が得られない場合には、本項第1号に定める利率、年0.575%を適用することとします。

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「償還期日」といいます。）までこれを付し、2022年11月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月25日及び11月25日の2回並びに償還期日に各その日までの前半か年分を支払います。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算します。
- ② 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。かかる繰上により利息の減額はなされません。
- ③ 償還期日後は本投資法人債には利息を付しません。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。
- ④ 本投資法人債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、本投資法人債権者に現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の元金は、2029年5月25日にその総額を償還します。
- ② 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ③ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。
- ④ 本投資法人債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

2022年5月12日

(13) 【申込取扱場所】

別記「(16) 引受け等の概要」記載の引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

2022年5月25日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下の通りです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	4,000	1 引受人は、本投資法人債の全額につき買取引受を行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金40銭とします。
計	—	4,000	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2005年7月4日

登録番号 関東財務局長第38号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額4,000百万円から発行諸費用の概算額24百万円を控除した差引手取概算額3,976百万円を、2022年5月31日付で、2022年8月31日を返済期日とする借入金2,000百万円及び2022年10月31日を返済期日とする借入金2,000百万円（総額4,000百万円）の期限前弁済資金の一部に充当する予定です。

(21) 【その他】

1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 本投資法人は、株式会社りそな銀行を財務代理人（発行代理人及び支払代理人の地位を含みます。）として、本投資法人債の事務を委託します。
- (2) 財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、本投資法人は別記「(21)その他 6. 公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。
- (4) 前号の規定は、存続する会社に財務代理人の権利及び義務その他の地位が全て承継される合併による変更の場合には適用しません。
- (5) 本投資法人債権者が権利行使の申出を行う場合には、振替法第115条で準用する第86条第3項本文に定める書面を、財務代理人の本店において財務代理人に提示することによりこれを行うものとし、この場合に財務代理人は申出の受付に関する事務を行います。

2. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

3. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含みます。以下「担保付社債信託法」といいます。）に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

- (2) 本投資法人が前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。
5. 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、本投資法人債総額について期限の利益を喪失します。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由の全てが補正又は治癒された場合は、この限りではありません。
- ① 本投資法人が別記「(9) 償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、5銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - ② 本投資法人が別記「(8) 利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
 - ③ 本投資法人が別記「(21) その他 4.財務上の特約 (1)担保提供制限」の規定に違背したとき。
 - ④ 本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ⑤ 本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務及び当該保証債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
- (2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額について直ちに期限の利益を喪失します。
- ① 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議を行ったとき。
 - ② 本投資法人が破産手続、民事再生手続若しくはその他適用ある倒産手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ③ 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
 - ④ 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかつたとき。
- (3) 本項第1号又は第2号の規定により本投資法人債について期限の利益を喪失した場合には、本投資法人は直ちにその旨を公告します。
- (4) 本項第1号又は第2号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から期限の利益喪失日まで別記「(7)利率」所定の利率による経過利息を付するものとします。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかつた場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日又は弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「(7)利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。
6. 公告の方法
- (1) 本投資法人債に関して本投資法人債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の新聞紙に掲載します。
 - (2) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の方法によりこれを行います。
7. 投資法人債権者集会
- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第681条第1号に定める種類をいいます。）の投資法人債（以下「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。
 - (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
 - (3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額はこれに算入しません。）の10分の1以上に当たる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者

は、法令に定める手続を経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

8. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

9. 投資法人債要項の変更

(1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「(21) その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」、別記「(21) その他 10. 一般事務受託者」、別記「(21) その他 11. 資産運用会社」及び別記「(21) その他 12. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとし、

10. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

① 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）

みずほ証券株式会社

② 別記「(21)その他 1. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）

株式会社りそな銀行

なお、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、振替法及び別記「(18) 振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

③ 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）

株式会社りそな銀行

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）

三井住友信託銀行株式会社

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

11. 資産運用会社

大和ハウス・アセットマネジメント株式会社

12. 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適格性について

本投資法人は、本投資法人債をサステナビリティ・リンク・ボンド（注1）として発行するにあたり、JCRより国際資本市場協会（以下「ICMA」といいます。）の「サステナビリティ・リンク・ボンド原則（Sustainability-Linked Bond Principles）（2020年版）」（注2）及び環境省の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」（注3）への適合性等についての確認を受けております。

（注1）「サステナビリティ・リンク・ボンド」とは、あらかじめ定められたサステナビリティ/ESGの目標を達成するか否かによって条件が変化する債券をいいます。サステナビリティ・リンク・ボンドの発行体は、あらかじめ定めた時間軸の中で、将来の持続可能性に関する成果の改善にコミットします。具体的には、サステナビリティ・リンク・ボンドは、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標（以下「KPI」といいます。）とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPT」といいます。）による将来のパフォーマンスの評価に基づいた金融商品であり、KPIに関して達成すべき目標数値として設定されたSPTを達成したかどうかによって、債券の条件が変化します。

（注2）「サステナビリティ・リンク・ボンド原則（Sustainability-Linked Bond Principles）（2020年版）」とは、ICMAが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドラインをいいます。

（注3）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインは、グリーンローン及びサステナビリティ・リン

ク・ローンを中心に国内でさらに普及させることを目的として、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの市場において国際的に広く認知されているグリーンローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示しています。

2. 本投資法人の重要課題に対応する取り組みと重要な評価指標（KPI）について

本投資法人及び本資産運用会社は、大和ハウスグループの基本姿勢である「共に創る。共に生きる。」を共有し、不動産投資運用業務にESGへの配慮を組み込むことは、サステナブルな社会の実現及び本投資法人の基本方針である中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長にとって重要であると考え、環境問題・社会問題の解決に資する取り組みに注力しております。

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として2017年4月にサステナビリティ方針を策定しており、当該方針に基づき不動産運用業務を遂行しております。

本投資法人債でKPIに設定されたCDP気候変動プログラムは、本投資法人のマテリアリティとして掲げられている気候変動への取り組みを後押しするものです。CDP気候変動プログラムスコアを取得するためには、CDPから送付される質問事項に回答する必要があります。質問事項は、気候変動にかかる取り組みのガバナンス、リスクや機会の分析、戦略、排出削減目標、排出の内訳や履歴における増減の分析、認証取得等多岐にわたっているうえ、気候変動に関して企業が取りうるアクションを広範囲にカバーしています。本投資法人は、不動産投資運用業務にESGの配慮を組み込むことが、本投資法人の基本方針である中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長に資すると考えています。

3. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）について

本投資法人が設定したSPTは、本投資法人債の償還までの間の各年でCDP気候変動プログラムにおいてAリスト企業に認定されることです。

CDPの質問項目は、「情報開示」、「認識」、「マネジメント」、「リーダーシップ」に分かれています。質問項目はCDP気候変動プログラムスコア上レベルと呼ばれ、各レベルで予め定められた閾値をクリアすることで、より高次のスコアを取得することができる仕組みとなっています。2021年においてAスコアを取るためには、「情報開示」、「認識」でそれぞれ80%以上、「マネジメント」で75%以上のスコアを取得したうえで、「リーダーシップ」においても65%を取得することが求められ、さらにScope1、2総排出量の報告、除外なくScope1、2の合計排出量70%以上の第三者検証、回答の一般公開等の必要がありました。2022年においては、重大な除外なくScope1、2、3の合計排出量70%以上の第三者検証の必要があることが追加され、採点基準が厳格化されました。

本投資法人は、2020年度からCDP気候変動プログラムに回答しており、2020年度はA-、2021年度はAスコアを獲得しています。もっとも、CDP気候変動プログラムスコアは相対評価により決定するという側面から、CDPからの質問に対する本投資法人の回答が他社比で見劣りするものであれば、前年と比べて回答内容に変化がなくても前年同様のスコアを維持できない可能性があります。また、CDPから送られる質問内容の多様化や、採点基準の厳格化等のCDPによる体制の変化により、高スコアの獲得、維持が困難になるケースもあります。

本投資法人は、本投資法人債において毎年SPTの達成状況について判定し、判定結果を判定後の利率適用期間の利率に反映させていく仕組みを採用しています。このため、毎年高スコア獲得を目指して継続的にCDPからの質問への回答内容、ひいては本投資法人自体の気候変動問題への体制整備を推進していく必要があります。

4. レポーティングと検証について

本投資法人は、CDPによる評価結果の開示後速やかに、本投資法人のウェブサイト上でKPIであるCDPの評価結果について、投資家に開示することを予定しています。また、SPTはCDP気候変動プログラムスコアであり、CDPから開示がされることから、本投資法人債のSPTに関して実質的に第三者の検証がなされた状態になっているものと見えます。

第5【その他】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとする事項は以下の通りです。

表紙に、本投資法人債の愛称として、「DHR サステナビリティ・リンク・ボンド」を記載します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第31期（自2021年3月1日 至2021年8月31日） 2021年11月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年5月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。以下「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」といいます。）第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき臨時報告書を2022年3月1日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年5月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号に基づき臨時報告書を2022年3月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2021年11月25日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日現在までに補完すべき情報は以下の通りです。

また、参照有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

1 資産の取得

本投資法人は、参照有価証券報告書提出日以後、本発行登録追補書類提出日現在までに、以下の物件を取得しました。

資産の名称	カスターリア住吉Ⅱ
取得資産の種類	不動産を信託財産とする信託の受益権
用途	居住施設
取得価格（注1）	1,420,000千円
取得先（注2）	非開示
取得年月日	2022年2月21日

（注1）取得に係る諸費用、公租公課等の精算金及び消費税等を除きます。

（注2）取得先は、国内の事業会社ですが、名称等の開示について承諾が得られていないため、非開示としています。なお、当会社は、本投資法人及び本資産運用会社と特別な利害関係にある者、又は、本投資法人及び本資産運用会社の関連当事者には該当しません。

2 投資法人債の発行

本投資法人は、参照有価証券報告書提出日以後、本発行登録追補書類提出日現在までに、以下の投資法人債を発行しました。

投資法人債の名称	発行金額	利率	償還期日	担保
大和ハウスリート投資法人第17回無担保投資法人債 （特定投資法人債間限定同順位特約付）	4,000 百万円	0.240%	2027年 12月16日	無担保 無保証

3 資金の借入れ

本投資法人は、2021年11月30日に返済期限が到来した長期借入金7,000百万円の返済資金として、以下の借入れを実施しました。

借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行	7,000	0.4467% (固定金利)	2021年 11月30日	2029年 5月31日	期限一括 弁済	無担保 無保証

本投資法人は、2022年1月31日に返済期限が到来した長期借入金6,858百万円の返済資金として、以下の借入れを実施しました。

借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
株式会社三井住友銀行 農林中央金庫 三井住友信託銀行株式会社 株式会社あおぞら銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 みずほ信託銀行株式会社 株式会社千葉銀行	6,850	0.42306% (固定金利)	2022年 1月31日	2028年 7月31日	期限一括 弁済	無担保 無保証

本投資法人は、2022年4月1日に返済期限が到来した長期借入金3,500百万円の返済資金として、以下の借入れを実施しました。

借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	3,500	0.89989% (固定金利)	2022年 4月1日	2032年 3月31日	期限一括 弁済	無担保 無保証

本投資法人は、2022年4月28日に返済期限が到来した長期借入金16,500百万円の返済資金として、以下の借入れを実施しました。

借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入日	返済期限	返済方法	担保
三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 農林中央金庫 株式会社みずほ銀行 株式会社あおぞら銀行 株式会社三菱UFJ銀行 みずほ信託銀行株式会社 日本生命保険相互会社 株式会社日本政策投資銀行 株式会社静岡銀行 株式会社千葉銀行	10,000	0.80082% (固定金利)	2022年 4月28日	2030年 10月31日	期限一括 弁済	無担保 無保証
三井住友信託銀行株式会社 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社静岡銀行 株式会社千葉銀行 株式会社福岡銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社七十七銀行 株式会社中国銀行 株式会社伊予銀行 株式会社山口銀行 株式会社京葉銀行	6,500	0.7525% (固定金利)	2022年 4月28日	2030年 4月30日	期限一括 弁済	無担保 無保証

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

大和ハウスリート投資法人 本店
 (東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル7階)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)